

第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第4回）議事録

日時 平成26年6月26日（木） 午後1時半～4時30分

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 24名（欠席6名）

傍聴者 0名（定員5名）

議事

議事1 「施策の整理」について

議事2 「総論 第2章 基本的な考え方」修正案について

議事3 「推進体制」修正案について

議事4 「各論 第2章 保健・医療」について

議事5 「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」について

議事概要

1 開会

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから『第4回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会』を開催いたします。本日は島田委員より、会の始まりを手話のあいさつから始めてはどうかという提案をいただきました。せっかくの御提案ですので、会議の初めを手話のあいさつから始めさせていただきますと思います。皆さん、御協力お願いいたします。手順としましては、まず宇井委員から、「こんにちは」の手話について説明をしていただきます。そのあと、事務局のほうから、「こんにちは」と手話でいたしますので、皆さんも続けて、「こんにちは」と手話を行っていただきたいと思います。そのあとは、いつもどおりの手順です。それでは宇井委員、手話「こんにちは」の説明をよろしくお願いいたします。

○宇井委員

立ちましようか。御起立。はい、こんにちは。今、御紹介いただきました宇井と申します。まず、「こんにちは」という手話は、顔を時計と見てください。自分の顔を時計だと思ってください。ちょうど、おでこの部分が12時、時計の長針と短針がありますね、これを

2本の指で使って、顔のちょうど12時の位置に長針と短針が合わさって、これでお昼ということになりますね。これが「お昼」という手話。それから、「あいさつ」という手話、人が向き合って頭を下げている様子、これが「あいさつ」という手話です。「お昼」と「あいさつ」という手話で、「こんにちは」という手話になります。「こんにちは」。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

皆さま、よろしいでしょうか。

○宇井委員

よろしいでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

それでは、私から始めますので、皆様はあとに続いてお願いいたします。「こんにちは」。はい、どうもありがとうございました。

それでは、資料の確認のほうに進めさせていただきます。本日の配布資料は、御手元の資料1『施策の整理について』、資料2『第4回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について』、資料3『総論 第2章 基本的な考え方（修正案）』、資料4『推進体制（修正案）』、資料5『各論 第2章 保健・医療』、資料6『各論 第2章 保健・医療（第2次計画進捗状況）』、資料7『各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』、資料8『各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等（第2次計画進捗状況）』となっております。

なお、送付させていただきました資料について修正がございます。修正した資料につきましては、事前に机の上に配布をさせていただいておりますので、確認をお願いいたします。資料1についての修正、資料2についての修正、資料7についての修正、資料8についての修正の4部がございますので、ない方は事務局にお申し出をお願いいたします。修正後の資料につきましては、お手数ですが事前配布の資料と差し替えをお願いいたします。なお、資料7の修正につきましては、修正前と修正後の正誤表でございます。資料7を説明する際に改めて説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、前回、好村委員より資料の要求をいただいております。内容は障害者の生活の実態等を年齢構成別にまとめた資料を必要ということでお受けしているのですが、ただいま、作成中で、次回をめぐに配布する方向で、関係各課と調整をしております。そのほか本日の次第、座席表を配布させていただいております。以上が配布資料となっております。不足の方は事務局にお申し出ください。

次に発表にあたってのお願いがございます。マイクの使い方です。マイクにつきましては、発言の際にスイッチを入れてください。スイッチを入れると赤いランプがつかます。話し終わりましたらスイッチを切っていただいて、赤いランプが消えることを確認してく

ださい。御手元で赤いランプがついている状態ですと、ほかの委員の方の発言がマイクに通りませんので、御協力をお願いいたします。また、発言いただく際には、最初にお名前等をおっしゃっていただくようお願いいたします。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第 25 条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることになっております。次回以降、個人情報などの不開示情報を含む議事の場合、非公開となりますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに委員の変更についてお知らせいたします。船橋市教育委員会総合教育センター及び船橋公共職業安定所の前任の委員の異動がありましたので、新しい委員の方を紹介させていただきます。船橋市教育委員会総合教育センター、河野光司委員。船橋公共職業安定所、梅田和男委員。梅田委員につきましては、本日欠席の連絡をいただいております。なお、委嘱状の交付につきましては、机上での配布という形にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新しい委員の方より一言ごあいさつをいただきたいと思います。河野委員、自己紹介をよろしくお願いいたします。

○河野委員

御紹介にあずかり、ありがとうございます。船橋市教育委員会船橋市総合教育センター教育支援室特別支援教育班の河野と申します、よろしくお願いいたします。私の役割としては、船橋市の障害のあるお子さん方の教育に携わりまして、指導助言を行う立場でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

ありがとうございました。続きまして、ここで事務局側の委員の異動がありましたので紹介させていただきます。療育支援課補佐の三橋でございます。

○事務局（療育支援課 三橋）

三橋です、よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

保健所、保健予防課係長の伊藤でございます。

○事務局（保健予防課 伊藤）

伊藤でございます、よろしくお願いします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

障害福祉課長の佐藤でございます。

○事務局（障害福祉課長）

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

障害福祉課補佐の鶴岡でございます。

○事務局（障害福祉課 鶴岡）

鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

以上です。本日の進行ですが、1時間ほど議論を行ったあと、休憩を10分ほど入れる予定でございます。それでは、このあとの議事につきましては、中坪晃一委員長へ、よろしくをお願いいたします。

○中坪委員長

こんにちは、ただいまから、『第4回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会』の議事に入らせていただきます。暑い中ですが、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

本日は委員30人中現在23人の御出席をいただいております。「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要項第5条第2項」の規定により過半数以上の出席となります。したがって委員会が成立していいということでございます。傍聴者にかかわってですが、事務局から御報告いただいてよろしいでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい、本日の傍聴の希望はございません。

○中坪委員長

はい。それではこのあと、議事に入っていくことにいたします。議事の1です。『施策の整理について』、事務局から委員の皆様へ御意見を伺いたいことがあるということです。御説明をお願いいたします。

2 議事

議事 1

「施策の整理」について

○事務局（障害福祉課 玉川）

障害福祉課の玉川です。よろしくお願いいたします。資料1『施策の整理について』をごらんください。

今までの計画策定委員会においても説明させていただいておりますが、今回の計画策定においては、国の構成を参考にさせていただいております。分野ごとの施策の内容についても、国の基本計画に添った分野での整理をさせていただいております。しかし、施策の中では、施策の内容によっては分野がまたがるような施策もございます。

例えば、先日の策定委員会においても、日常的な交流のための施策として「福祉ショップ」を市の事業として行っはどうかという御意見をいただきました。当初、事務局として「福祉ショップ」の推進について資料1の4、雇用・就業、経済的自立の促進の分野で施策として掲載しようと考えておりました。「福祉ショップ」の事業につきましては、雇用・就業という側面だけではなく、地域住民の方との恒常的な交流の場としての拠点という役割も大きくあり、第3部推進体制の「2. 広報・啓発活動」の「障害及び障害者の理解の促進」について記載もすべきではないかという考えもあります。多くの施策は複数の分野に関連しておりますが、関連がある分野すべてにこの施策を載せるということになりますと、計画全体として体系的な整理がなされていない計画となり、非常にわかりにくいものとなることから、基本的には一つの政策について最も関連が強い分野で整理するという形で計画をつくらせていただきたいと考えております。

今回の「福祉ショップ」の例で言いますと、事務局としては“雇用・就業”という点が一番強いものと考えさせていただいております。ただし、その中で日常的な、恒常的な交流という側面もありますので、“雇用・就業、経済的自立の支援施策”として掲載させていただきますが、この中においても日常的な交流の側面についての記載もさせていただきたいと考えております。以上です。

○中坪委員長

ただいま事務局より御説明をいただきましたが、施策のまとめ方についてであります。基本的には一つの施策について、どこか一つの分野でまとめ上げていくということにいたしますが、ほかの分野にも関わる、特に関係するようなことが強い施策については、複数の分野で書き込むということもあると、そういうことかと思えます。このことについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。何か御意見があれば、お出しいただきたいと思います。特に御意見がなければ、お認めいただいたということにさせていただきます。よろ

しいでしょうか。はい、ありがとうございます。

はい、それでは次に進みます。議事の2です。『総論 第2章 基本的な考え方(修正案)』についてということです。これも事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(障害福祉課 玉川)

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。前回同様、具体的な計画案の議事に入る前に、まず計画の行程のうち、計画案のどの部分について本日議事を行うか御説明させていただきますと思います。

資料2、『第4回第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会の議事について』をごらんください。本日は四角の枠で囲われている内容について議論を行ってまいりたいと思います。議事2・議事3にて、前回までの内容についての修正案を進めさせていただきたいと思います。議事4にて「保健・医療」、議事5にて「教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」について事務局案を示させていただきまして、皆様からの御意見を伺わせさせていただきたいと考えております。

議事2

「総論 第2章 基本的な考え方」修正案について

○事務局(障害福祉課 玉川)

それでは議事2、『総論 第2章 基本的な考え方』の修正案について説明させていただきますと思います。資料3の1ページをごらんいただきたいと思います。今回修正させていただいた箇所は四角で囲っている箇所です。着色及び取り消し線で修正について表示させていただいております。前回の会議において『総論 第2章 基本的な考え方』の基本理念の部分において、川島委員より、平成23年の障害者基本法の改正においては、理念のほかに共生社会の実現という目的が示されたこと。また、改正前の障害者基本法では、「障害のある人が日常生活において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害のみに起因するもの」としてとらえられていたが、改正後においては「障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生じる」とする、いわゆる“社会モデル”の考え方が採用されたという大きな変化があったので、この点について計画について言及してみたらどうかという意見をいただきました。平成23年の改正障害者基本法で理念のほかに目的が示されたこと、また“社会モデル”の考え方が示されたということは、改正障害者基本法の大きな点と考えさせていただきまして、修正案をこのような形で皆様に示させていただきたいと思っています。以上です。

○中坪委員長

はい、修正案について御説明をいただきました。このことについて、何か御意見等があればお出しいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。前回の委員会の御意見を踏まえて、この四角に囲まれている中の文言で変えたいということでございます。御意見はありますか。基本的な考え方というのは、よろしいでしょうか。

私のほうから1点だけですが、単なる誤植かなと思いますけれども、四角の中の上から4行目の一番最初の「の」です。この「の」は、なくてもいいのかなと思いましたが、「個人として尊重されるものである」。文章がおかしくないかなと、思いました。誤植じゃないかと思います。

○事務局（障害福祉課 玉川）

誤植ですので、事務局で修正させていただきたいと思います。

○中坪委員長

はい、ほかはよろしいでしょうかね。特に御意見がなければ、これもお認めいただいたことにしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは次、議事の3のほうに移ります。『推進体制』の修正案についてであります。事務局から御説明をお願いいたします。

議事3

「推進体制」修正案について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。資料4の1ページをごらんください。こちらについても修正した箇所について四角で囲わせていただいております。また、着色及び取り消し線で修正についての表示をさせていただいております。

前回の会議において、推進体制の2「広報・啓発活動の推進」において、とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図りますという表現をさせていただいておりました。事務局としましては、比較的認知度が低い、認知がされにくいと考えられている障害についても、理解の促進を図っていくという考えを示させていただくつもりで、このような表現をさせていただいておりましたが、前回の会議において、委員の皆様から「身体障害についても、さまざまな障害がある。見た目だけでは、わからない人や、本人しかわからないような問題を抱えていたりする人もいる。正しい理解がされているとは言えないのではないか」という意見をいただきました。このような意見

を踏まえさせていただきまして、修正させていただきました。修正案としましては、あらゆる障害についての理解の推進を図っていくという考えを示させていただくため、このような形で修正案を皆様に御提示させていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

はい、ただいまの説明について御質問、御意見等があれば出していただきたいと存じます。いかがでしょうか。前回の御意見を踏まえて、こういうふうに訂正したということです。特に異議がなければと思いますが、四角の中も、よろしいでしょうかね。うなずかれています方が多いので、お認めいただいたというふうにしたいと思います。

事前に皆様にも資料お送りさせていただいたと思いますが、2ページのところで、課題(1)の「広報媒体などによる推進」というところの「現状」のところに「障害者記念週間」という言葉があって、あまり聞かない言葉だと思ったのですが、下のほうの3を見ると、「障害者週間記念事業」という言葉もあります。表記について確認していただければと思います。また、2ページの3番目のところについても、現状の下から3行目「開催し」という、この「し」は平仮名ではないかと思います。はい、それではただいまの推進体制についての変更については、お認めいただいたということにさせていただきます。

○河野委員

河野でございます。今の資料の3ページのところでございます。3番目、「特別支援教育振興大会の開催」というところで、総合センターで出させていただいたものを少し読み返してみますと、よく意味がわからないような、わかっていただけるのが難しいような表現にありまして、訂正をさせていただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。またあとで事務局の方には文章でお渡ししますが、「特別支援教育振興大会として」のあとなのですが、「特別支援学級、特別支援学校が共同で行う“合同作品展”というものと、“合同発表会”というものと、“教育振興大会”というふうになっているのですが、これは私の間違いで、“教育講演会”。この三つ、“合同発表会”と“作品展”と“教育講演会”の三つが振興大会として、今、行われているものですから、そのところを修正させていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。そのほうが多分、わかりやすいかと存じます。いかがでしょうか。

○中坪委員長

事務局から、いかがですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

河野委員から御指摘いただきました件につきましては、細かい文言について、委員と御相談させていただきまして、事務局で修正させていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

他は、よろしいでしょうか。はいどうぞ。

○斉藤委員

公募の斉藤ですけれども。先ほど議長から御提案のあった（１）のところの「障害者記念週間」という名称、命名ですが、これは修正をするということですか。今後考えるということですか。「障害者記念」というのは、意味がおかしいような気がするので、今後考えるということですかね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

修正をさせていただきたいと思います。

○斉藤委員

これは今、現実にやられているんですか。第２次計画の中で。

○事務局（障害福祉課 玉川）

障害者週間記念事業につきましては、現在、実際にやっております。

○斉藤委員

“週間”というのはやっているのですか。１週間とか、２週間とか期限を区切っているのでしょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。「障害者週間」という言葉は正式にございます。障害者基本法によって定められ、「障害者週間」というのがありまして、それに合わせてイベントを行ってます。

○斉藤委員

記念というのは、新たにこちらが入れたということですか。「障害者週間」に「障害者記念週間」と「記念」という命名をしたと。そもそも国において「障害者記念週間」とされていることですか。もしあれば「障害者交流推進週間」とか、そういうような、障害者の「記念」というと、違和感があるなと思ったものですから。

○事務局（障害福祉課 玉川）

「障害者週間」というものが法にあります。「障害者週間」記念事業の実施という形でさせていただいておりますので、表記について確認させていただきまして、御提示させていただきたいと思います。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。またお気づきのことあったら事務局に、ご連絡いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それではよろしゅうございますでしょうか。それでは『推進体制』についても、お認めいただいたということにいたします。

それでは、次に議事の4にまいります。議事の4は『各論 第2章 保健・医療』についてというところ。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

議事 4

「各論 第2章 保健・医療」について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。それでは議事4、『各論 第2章 保健・医療』について御説明させていただきます。資料の5をごらんください。

まず第3次の事務局案について御説明させていただきまして、それから第2次の進捗状況を御説明させていただきたいと思います。その後、それらについての皆様の意見をお伺いさせていただきたいと思います。それでは資料5をごらんください。

こちらが市・第3次計画における事務局案です。保健・医療の内容についてですが、項目としては大きく分けて5つの課題と、それらに対する必要な施策で構成されております。「保健・医療の充実等」、「精神保健・医療の提供等」、「人材の育成・確保」、「難病に関する施策の推進」、「障害の原因となる疾病等の予防・治療」、この5つがこの第2章における主な内容となります。

『保健・医療』における基本方針といたしましては、障害がある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育を図ることが重要であり、各年齢段階に応じて、関係機関が連携し、適切な施策を実施していくことが必要です。そして、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことが大切だと考えております。特に生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するためにも、生活習慣の改善や自己健康管理の促進を促していく必要があると考えます。

障害のある人の保健・医療に関しては、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受け入れられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要だと考えております。障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図っていくことが重要だと考えております。

また、医学的リハビリテーションに従事する者や健康相談等を行う者について、専門的な技術や知識を有する人材の確保や資質の向上を図っていくことが重要です。

精神障害のある人や難病の方が、自立した日常生活や社会生活を営むためには、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります。

そのために次の課題にそって必要な施策を推進していくということを基本方針としてあ

げさせていただきました。2ページをお開きください。初めに課題（１）「保健・医療の充実等」です。

個別の施策の説明に行かせていただく前に、今話しました基本方針について皆様の意見をお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

はい、それでは『保健・医療』の１、『基本方針』と言うところに関わって御意見、御質問等をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○斉藤委員

公募の斉藤です。基本方針の５行目の「生活習慣の改善や自己健康管理の促進を促す」と二重に言っているような気がするので、これは「促進を図っていく」、「促進をしていく」とか、なにか「促す」というのは取ったほうがいいような気がします。そのあとの２行目の「地域医療体制等の充実を図ることが」と言われましたけれども、計画案には「こと」が入っていないようです。

○中坪委員長

はい、よろしいでしょうか。これは事務局で直していただければと思います。

○事務局（障害福祉課 玉川）

ありがとうございます。再度見直しをさせていただきたいと思います。

○中坪委員長

他はいかがですか。特に内容に関わって御意見等があればお出しいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○表委員

公募の表と申します。私の考え方が外れているのかもしれませんが、基本方針の「障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を」って書いてありますが、まさに私が実際に船橋市民として生活していきまして、問題に直面しているのがこの辺なんです。障害者というのは、このカテゴリーの中にしか組み込まれていないがために、私が「リハビリのために障害がない人たちと一緒にスポーツを」と言っても、なかなか入り込めないようなところがあったんですね。

保健・医療・福祉だけにあてこまれていくようなことになっちゃうと、ますます突然の病気やけがで身体障害になった人が、出て行ってスポーツをやる場所がないとか、自分なりにリハビリをやりたいけれども、やる場所がないということになっている。現実はその

なところにあるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。今の表委員の御意見については、保健・医療・福祉以外の関係機関においても連携を図っていく必要があるのではないかという御意見かと思います。何か委員の皆様方でこういうふうな、基本的には今回、保健・医療という分野ですけれども、保健・医療の分野において、保健・医療・福祉以外にも関係機関が連携を図っていくということで、こういうところの機関の方が連携を図っていく必要があるのではないかということで、何か思いつく方がいらっしゃれば教えていただければと思います。

○中坪委員長

具体的な施策に関わることは、このあとのページ以降でありますよね。それとの絡みでお考えいただくということにしておいてはまずいでしょうかね。ここでは、もし文言が気になるのであれば「保健・医療、福祉等」というような言葉を入れて、少し広く意味を理解するようにしておいて、具体的な施策に関わってはそこからいろいろ出てまいりますので、それと併せてお考えいただくようなことではどうでしょうか。よろしいですか。その時にまた、こういうことがあるということでお出しただけたら内容が膨らむかもしれないことになります。はい、どうぞ。

○山田委員

「ちばMDエコネット」の山田です。今の表委員の御意見は、すごくよくわかります。生活全般について、ノーマライゼーションの理念のもとに普通に暮らしていきたいんだという、そういう思いを前面におっしゃったのだらうと思います。私も同じ思いです。これが保健・医療の分野なので、まずこの保健・医療・福祉の関係機関がきちっと連携を持ってまず支えていただく。こういうところの記述というふうに、私は受け取りました。

そして、『推進体制』の第1章とか、そのあと『基本方針』の前半のところなども、障害のある人を主体的に、例えば生活習慣の改善や自己健康管理の促進などは、まさに障害のある人自身が主体になることなので、個人が自己管理をするというか、その人が自己管理しやすい体制をつくるとか、そのような言い方に変えていただいて、この予防・軽減についても、御本人の思いや必要性をどういう形がいいかわからないのですが、それに合わせて関係機関の連携を図っていくというようなニュアンスのものに、変えていただけたらいいのかなと思います。以上です。

○中坪委員長

当事者の気持ちや状況に寄り添う形で、御本人たちを主体に支える。そのような文言ということですよ。

○伊藤委員

「船橋こころの福祉協会」の伊藤です。個別のところでは発言しようかと思っていたのですが、今、話が出ましたので、「等」という中に、ぜひ学校・教育機関、教育というのを入れていただきたいなと思います。それは当事者というよりは、まだ当事者になっていない方々への早期治療とかというので“精神障害”の場合は、だいたい中学生・高校生くらいで発症して、不登校であるとかひきこもりであるとか、病気だと気が付かれないうちに、御家族も病気と認めたくないうちに、どんどん重症化していくことがあります。精神の病のことで早期発見・早期治療があまり望めないのが、教育によって精神の疾患等も早めに皆さんに伝えていただくという中で、「保健・医療、福祉等」でくるのであれば、そういうことも頭に入れていただけたらいいかなと思います。

○中坪委員長

はい、『基本方針』の「当事者主体を」ということと加えて、「関係機関が」というところに教育部分を含めて、少し枠を、具体的に広げたほうがいいということですね。貴重な御意見ですが、いかがでしょうか。「保健・医療・福祉・教育等の関係機関が」みたいな形で表記しておくということですかね。

事務局もよろしいですかね。そんなような御意見を受け止めていただいて、『基本方針』の文言をもう一度練っていただくといいでしょうか。いかがでしょうか。

○河野委員

はい、河野です。確かにいろいろ知識という意味では「教育」という部分があるかとは存じますが、あとの第3章のところでは「教育」とか「文化」というところで、教育に関してのところが入ってきておりますが、そことかとの兼ね合いを考えていくと、どのようになっていますでしょうか。

○伊藤委員

そこでの兼ね合いも考えたんですが、そこでは主に保健所とかそういう形になっておりまして、私の頭の中にありますのは、例えば学校の保健室とか、大学の健康センターとか、そういうところがもう少し“精神障害”についての知識なり、もっと具体的な医療機関への紹介などが、スムーズに連携がとれたらいいのになというように思いがして発言しました。

○犬石委員

今、「こんぼーる」の伊藤さんに言っていただきましたように、やはり教育というのは大事だと思うのです。統合失調症のことについてとかが教育の場面で皆さんに行き渡りますと、非常に早期治療、回復につながると思うのです。その辺のところを少し考慮に入

れていただくような、それから医療に関しての文言は、そういった治療といいますか回復期のあとも考えていただきたいと思います。

○中坪委員長

そういう問題がありますよということを、受け止めておいてほしいということですね。他に、『基本方針』に関わってのところですが、事務局にお預けしてよろしいですか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。先ほど具体的に「教育機関との連携」というようなお話が挙げられたかと思うんですが、基本的には「教育」という分野については、第3章の「教育」で施策として載せるべきと、事務局では考えさせていただいております。具体的に、「教育機関との連携を図る」という文言入れるということが望ましいかどうかということについては、委員からの意見をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○伊藤委員

はい、伊藤です。私としては「教育」でしっかり入れていただければ、「等」を入れていただく中に、保健室での資料の保管であるとか、情報提供であるとかが含まれるということによろしいかと思います。

○中坪委員長

「保健・医療」のところに表記がなくても、「等々」と入れれば、それで意味が含まれるだろうと、そういうことによろしいですね。

○伊藤委員

委員の方々に「等」の意味合いがわかっていただけるのでしたら、それでいいと思います。ありがとうございます。

○犬石委員

さっき私が思ったこととか、医療のことに関しては心に留めていただければと思います。

○中坪委員長

はい、どうぞ。

○島田委員

公募委員の島田です。お話を伺っていて、「教育」という言葉を入れるかどうかという前に、私は地域の教育力、地域の福祉などがすごく大事じゃないかと思います。地域には民

生委員さんと教員さんと同じことをやっていますが、その中でやはり御協力とかを得ていないといけないという気がします。

特別支援学校とかのお子さんは、放課後は放課後ルームとか、学童保育というものに通えるのですか。私はそれが分からなくて、ときどき近所でお見かけするのですが、私の学区の子供さんたちは、学童とか放課後ルームに行っているのですが、特別支援学校のお子さんが帰宅すると個人のお宅に集まって、お世話しているのを見かけるんですね。その辺のところも、特別支援学校ではそういう放課後の対応とかが、今後どの子にも公平な学童保育とか、放課後ルームがあるんだったら、行わなければならない福祉だなと思います。

○中坪委員長

学童保育、放課後の要するに対応については、あとの「教育」で多分話題になるかなとは思いますが、『保健・医療』ではちょっとお話をさせていただいたことだけにしておきたいと思います。

『基本方針』につきましては、当事者主体という、それをどう支えるかというような観点からの文言に、修正はかなり大変かとは思いますが。そのことと今出た御意見をふまえて、膨らむような受け止め方をさせていただくような表示にということと、「表現の仕方が重なっている」、「ここが抜けている」とかという話もありましたので、そのようなことも含めて事務局にあとで検討していただきたいと思います。

それではその次、「現状と施策の方向性について」というところに行きたいと思います。事務局からお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。よろしくお願いいたします。「現状と施策の方向性」について説明させていただきます。2ページをお開きください。

まずは課題（１）「保健・医療の充実等」です。課題（１）「保健・医療の充実等」については 1.（仮称）保健福祉センターによる保健・医療・福祉の連携、2.健康づくり事業の推進、3.地域リハビリテーションの推進、4.地域医療の推進、5.在宅療養者への介護・介護支援の充実、6.在宅医療の推進、7.医療機関への啓発、8.心身障害児（者）等に対する歯科診療の充実、9.障害者施設への歯科指導及び訪問指導の充実、10. 障害者支援施設での定期的な歯科訪問等の実施、11. 医療費負担の軽減（自立支援医療（更生医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療）」、12. 医療費負担の軽減（自立支援医療（育成医療）、養育医療、療育医療の給付）の 12 個の施策を保健・医療の充実等として進めていくべき施策だと考えております。それぞれについての項目・現状を施策の方向性という形で決めさせていただいております。

それでは、保健・医療の充実等の施策について、いくつか説明をさせていただきたいと思います。2ページにお戻りください。

項目の1、「(仮称) 保健福祉センターによる保健・医療・福祉の連携」についてご説明させていただきます。現在、船橋市では保健所・保健センター・地域包括支援センター等、保健・医療・福祉サービスの拠点となる複合施設である(仮称) 保健福祉センターを平成27年10月の開設を目標に建設をしております。(仮称) 保健福祉センターの整備を行うことにより、保健所を中心とした保健・医療・福祉の連携を図り、より良いサービスを提供できる体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして項目3、「地域リハビリテーションの推進」をごらんください。船橋市においては、船橋市地域リハビリテーション協議会において地域リハビリテーションを推進するための協議を行っております。また、リハビリセンターにおいて診療所や訪問看護ステーションの設置や、リハビリについての総合相談や啓発事業を行う地域リハビリテーション拠点事業を行うなど、地域リハビリテーションを推進しております。

5ページをお開きください。項目10の「障害者支援施設での定期的な歯科訪問等の実施」をごらんください。この施策につきましては、国の第3次基本計画の成果目標において「障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加」という項目が掲げられたことを念頭に、この施策を掲げさせていただきました。市内の障害者支援施設に確認したところ、歯科医師による定期的な訪問を受けているとのことであり、今後も障害者支援施設における歯科訪問等の実施について推進していきたいと考えております。

続きまして6ページをごらんください。課題(2)「精神保健・医療の提供等」についてご説明させていただきたいと思います。課題(2)「精神保健・医療の提供等」の施策につきましては、1. 精神疾患等の正しい知識の普及、2. 精神障害者及び家族に対する相談事業の推進、3. 精神障害者の家族による交流事業の推進、4. 医療費の負担軽減(自立支援医療(精神通院医療費)の給付、精神障害者入院医療費の助成)の4つの施策を、精神保健医療の提供等において進めていくべき施策だと考えております。

精神保健・医療の提供等の施策についても、いくつか説明させていただきます。6ページにお戻りください。項目1「精神疾患等の正しい知識の普及」として、精神障害者に対する偏見、差別解消、正しい知識の普及啓発のための「普及啓発講演会」や、「家族教室」を開催しております。家族支援でもある「家族教室」につきましては、それまでは年1回だったものを平成25年度から年2回と開催回数を増やし開催しており、今後においても開催実施していきたいと考えております。

続きまして項目2「精神障害者及び家族に対する相談事業の推進」をごらんください。船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施しております。船橋市地域活動支援センターの活動について、地域に根差した施設となるよう広報活動を促進していきたいと考えております。

続きまして7ページをごらんください。課題(3)「人材の育成確保」について説明させていただきたいと思います。課題(3)「人材の育成確保」については、1. 研修の強化、2. 専門職員の確保を進めていくべき施策だと考えており、専門的知識の習得のための各

種研修への参加や、専門職員の確保を推進していきたいと考えております。

続きまして8ページをお開きください。課題（4）「難病に関する施策の推進」について説明させていただきたいと思います。課題（4）「難病に関する施策の推進」については、1．難病患者援助金の支給、2．小児慢性特定疾患医療費の助成、3．難病相談事業の推進、4．特定疾患治療研究事業の推進の四つの施策を、「難病に関する施策の推進」において進めていくべき施策だと考えております。

8ページの項目1「難病患者援助金の支給」についてごらんください。項目1「難病患者援助金の支給」として難病患者の費用負担の軽減を図るため難病患者援助金を支給しております。また引き続き、難病患者援助金の支給による支援を行っていききたいと考えております。

続いて項目3「難病相談事業の推進」をごらんください。難病相談事業の推進として、難病患者が自宅で安心して療養できるよう、患者・家族から相談を受け、関係機関と連携を取り、療養者の状況やニーズに応じた支援を行っております。引き続き関係機関との連携を深め、難病患者が安心して療養できる体制づくりを行っていききたいと考えております。

続きまして課題（5）「障害の原因となる疾病等の予防・治療」についてご説明させていただきたいと思います。9ページをお開きください。課題（5）「障害の原因となる疾病等の予防・治療」については、1．「ふなばし健やかプラン21」の推進、2．健康づくり啓発事業の推進、3．新生児の障害予防の推進、4．乳幼児からの正しい食生活の推進、5．成人・高齢者における健康の保持・増進と自己管理の促進、6．生活習慣病などによる障害の予防の推進、7．介護予防事業の充実、8．乳幼児・高齢者の事故防止の啓発、9．障害の早期発見の推進、10．早期療育の推進、11．長期療養児育成指導の推進、12．乳幼児発達相談指導の充実の12個の施策を、保健・医療の充実等として進めていくべき施策だと考えております。また、それぞれについての項目・現状・施策の方向性という形で示させていただいております。

それでは「障害の原因となる疾病等の予防・治療」の施策についても、いくつか説明させていただきたいと思います。9ページをお開きいただき、項目3「新生児の障害予防の推進」をごらんください。新生児の障害予防の推進の施策として、保健師による母子健康手帳交付時に妊娠・出産・育児に関する相談を行っているほか、妊娠届やそれらの相談をもとに必要に応じて妊婦訪問を行うなど出産・育児に関する継続的な支援を行っております。また、「はじめてママになるための教室」や「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促しております。10ページをごらんください。そのほか安全な妊娠・出産を迎えるため、毎年1校、中学生を対象にした健康教育を行っております。引き続きこれらの事業を行うことにより、新生児の障害予防を推進していきたいと考えております。

続きまして項目の6「生活習慣病などによる障害の予防の推進」について説明させていただきたいと思います。「生活習慣病などによる障害の予防の推進」の施策として、特定健

康診査や特定保健指導による生活習慣病予防を図っております。また、在宅寝たきり者やそれに準ずる方については、訪問診査を実施しております。11 ページをごらんください。生活習慣病予防や健康全般について、各公民館などで「個別相談」や「糖尿病教室」を開催するなどの生活習慣病予防を推進しております。引き続き、これらの事業を行うことにより、生活習慣病などによる障害予防を推進してまいりたいと考えております。

続きまして 12 ページをお開きください。項目 9 「障害の早期発見の推進」について説明させていただきたいと思います。項目 9 「障害の早期発見の推進」として、生後 60 日までの乳児のいる家庭に対して「こんにちは赤ちゃん事業」としての訪問や、幼児健診の受診率の向上、相談事業の実施により障害の早期発見について推進しており、今後も引き続き、これらの施策を実施してまいりたいと考えております。

続きまして資料 6 をごらんください。こちらは第 2 次計画の進捗状況で、保健・医療の施策にあたる部分について抜粋したものです。こちらについてもいくつかご説明をさせていただきたいと思います。2 ページの番号 6 番の内容②をごらんいただきたいと思います。生活習慣病などによる障害の予防の推進として、特定健康診査の結果、対象となった方には特定保健指導を実施しておりますが、平成 25 年度より腎臓機能低下のリスクの高い方に対して、さらに保健指導を実施しております。

続きまして 4 ページをお開きください。番号 9 番の内容①をごらんいただきたいと思います。保健センターの整備・充実として、保健所・地域包括生活支援センター等を併設した（仮称）保健福祉センターの整備を行っており、平成 25 年度から工事の着工を行っております。

続きまして 8 ページの番号の 24 番をごらんいただきたいと思います。「精神保健施策の推進」の相談事業の推進として、船橋市地域活動支援センターでは、心の健康相談について電話や面接で相談を行っております。こちらについての相談数について記載させていただいております。

『保健・医療』についての事務局からの説明は、以上です。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい、事務局です。委員長、議事の開始から 1 時間 15 分以上、もうすでに経っておりまして、「現状と施策の方向性」の説明が済んだところですが、ここで一旦休憩のほうを入れてもよろしいでしょうか。

○委員長

そうしましょう。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい。では時計でですね、3 時までに席にお戻りいただくようお願いいたします。

○中坪委員長

それでは、休憩といたします。

(休憩終了後)

○中坪委員長

はい、間もなく3時になりますが、お揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局です。一部、委員の方で早退された方がいらっしゃいますけれども、進めていただいて大丈夫だと思います。

○中坪委員長

はい、分かりました。それでは再開をしたいと思います。

議事の4の、施策に関する各項目についてのご説明までいただきました。そこに関わつての質疑を始めたいと思います。今日この会議場は、あと使う予定がないということですので、5時6時でも構わないようですけれども、できれば早くて4時半ぐらいを目途にしたいと思いますので、もう一つ大きな議題もございますので、それも少し頭の隅に入れていただきながら進めていただければと思います。

それでは、『保健・医療』の「現状の施策と方向性について」に関わって、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ、はい。

○山田委員

はい。「ちばMDエコネット」の山田です。まず、ここの表ですけれども、基本的なところで、この項目に関しては、現状がこのようなものであるという事務局の認識の元に、施策の方向性をこのようにしたいという、こういう読み方でよろしいのでしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

そのような理解をしていただければと思います。

○山田委員

現状こうであって、それに基づいてということですよ。その中で3ページですが、「地域医療の推進」というところです。かかりつけ医の必要性とか、リハビリテーションのこと等が書いてございますが、地域医療というのは、特に難病の方、あと障害のあるお子さんでいえば筋ジストロフィーなどの重身の方々が地域で医療を受けたいというときに、非常に地域医療が足りない。遠くに行くのが大変な状態のお子さんたちが、遠くの病院に行

かなければならない。そこで場合によっては、遠くの病院に入院しなければいけないという、地域から離れてというご苦労があることを感じております。

地域医療を十分認識していただいて、即というのは難しいかもしれませんが、できる限り船橋市のなかの病院で、様々な難病等のお子さんから大人までも対応できるような施策というものをに入れていただきたいというのが一点です。

それとですね、いくつかありますのでよろしいでしょうか。今のことについて、一つずつでよろしいでしょうか。

○中坪委員長

いくつかまだおありだということですので、今のことに関わって、特に障害の重い状態の人たちや難病等に関わって、市内に対応できる病院があるかという問題と、そういう方たちの相談等に応じられる体制があるかどうか。そういうようなことも含めて、施策のあり方を入れてほしいということでしょうかね。

このことに関わって何かご意見があれば、お出しいただきたいと思いますが。

○石川委員

県立船橋特支の石川です。今、お話がありましたように、肢体不自由の学校に、特別支援学校に通っている子供たち、医療的ケアを持っているお子さんたちも多いです。その子たちは、ほとんど市内にかかりつけという病院がございまして、千葉あるいは浦安、東京の板橋まで、ご自分の疾患の専門であるドクターのいるところに定期的に通うような状況になっております。

救急の場合に、市立医療センター等に搬送される場合もありますが、それはやはり一時的なもので、どうしても専門のドクターのいるところということが多くなってしまう、家族から離れて保護者の付き添いというようなことが多い現状があります。地域で、身近で、お子さんたちが家族とあまり離れずに受けられるような医療体制があることが本当に望ましいと考えています。

○中坪委員長

将来的な方向として、そういう体制を整備していくということがあるかと思いますが、その実現をというとかかなり厳しい話になるかもしれません。そういう方たちに対してもきちんと相談に応じられる、情報を流せるようなことも含めてお考えいただくことが大事なのかなと思って、うかがっておりました。

○杉井委員

はい。どれも同じようなことなのですが、障害の特性を理解していない医療機関が多いですね。専門的な知識を持った医療機関というのを、案外つくるのは簡単じゃないかと思います。私なんかは長年２次障害という状態に苦しんでいて、県内には診てくれるところがなくて、県外まで通っている状況です。逆に、例えば簡単な風邪をひいても、障害のせいにされてしまったりということもあります。したがって「障害者が、障害の特性に応じてふさわしい医療が受けられる」という文言をどこかに入れていただくことはできないでしょうか。

それから、地域リハビリテーションというのには、２次障害にも対応できることも入れていただけるようにしていただければと思います。以上です。

○中坪委員長

繰り返しませんけれども、御発言の内容はお汲み取りいただけたかと思います。今、お話にあったようなことも、ぜひ中に入れていただければということです。これも事務局で検討していただければと思います。事務局から何かありますか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。最初の取っかかりは難病の話だったかと思うんですが、保健所が来ているので、専門的なことはそちらに譲りたいのですが、専門性の強い病気に関しては、専門外来のある病院、専門の先生がいるところでないと治療を受けられないという現状があるのは事実だと思います。皆さん東京の大学病院とか、大きな病院まで通われている。それを全国のいろんな地域で、そういった治療が受けられるようなところをつくれれば、いいかなと思うのですが、なかなかそういうことは難しいのではないかなというところもございます。保健所で何かそれに関する計画方針とか、それに代わる対応策のようなものは何かございますか。あれば教えていただきたいと思います。

○事務局（保健予防課長）

保健所の野坂です。今、特定疾患の担当の窓口をしていて、確かに皆さんの声を聴くと、神経難病の方の掛かる医療機関が少ない。市内でも専門のドクターが少ないということは承知しています。保健所の中でも、神経難病の先生とお話の場を持って、これから今後どういうことが考えられるかというような話を始めたところです。この計画の中、どのようにしていくかということはなかなか難しいところです。どのようなことができるのかについて、今後検討していきたいと考えております。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

どうもありがとうございました。

あと、重度心身障害児についても、近隣市にやはり「下志津病院」のような立場の病院がないということで、「そういったものがほしい」という声が出ていることも事実でございます。

あとは杉井さんに関しましても、よくお話を直接お伺いしています。近所のお医者さんですと、なかなか診ていただけないという悩みがあるということも、お話をお伺いしていますが、今回の計画期間の中に盛れるものがあれば、事務局で調整して、次回までに提案するというような形で、委員長よろしいでしょうか。

○中坪委員長

今のことについてはそれでよろしいですかね。他のことについて更に何かあれば。

○山田委員

はい、今のところでできることをお願いしたいと思います。こうした課題のあるということ、やはりこちらに書き込んでいただけたらと思っているわけでございます。

ではその次のところ、よろしいでしょうか。4ページですけれども「医療機関への啓発」というところで、ちょうど今、杉井さんがおっしゃった「障害のある人が医療機関において円滑な診療を行われるよう」という、この一つの方法として県は、こうした“受診サポート手帳”というのがございます。これはさらに活用していただけたらというふうに思いますが、これだけではなく、根本的な問題として医療関係者、つまりお医者様の理解ですよ。身体・知的、もちろん聴覚・視覚すべて入ります。こうしたところの障害に対する理解・啓発をお医者様自身にお願いしたいというところもあります。理解してくださる方も少なくないと思いますが、まだまだ医療機関で「つらい思い」とか「悲しい思い」という声も聞きます。

それともう一つ、精神障害の方は医療機関との連携も欠かせない中、本当に分かってくれるお医者さんに意外に出会うことが少なく、精神障害の方が何人もお医者さんを代えるとか、あとは薬の出し方の問題とか、非常にお悩みが大きいという声も聞いております。この辺に関して、市の障害者施策と医療関係者の啓発というところで課題を認識していたいて、ここに書き込んでいただけたらなと思います。

○中坪委員長

今の御意見に関わって何かあれば、ございましたら、どうぞ。

○犬石委員

犬石と申します。今、山田委員がおっしゃってくださいましたように、資料の6ページと7ページに「精神保健と医療の提供等」という欄があるんですけども、項目1というのは要するに精神障害に対する啓蒙という意味だと思います。

それで、項目2と項目3は「精神障害者及び家族への支援」ということで、打ち出していただいて、項目4が「医療の提供」ととらえているのですけれども。

「啓蒙」ということに関しては、先ほどから出ましたように、学校で精神の病が一番起こっていると言われていまして、四人に一人は“うつ病”という時代になっておりまして、学校でそういうことをみなさんに、いろいろな面で伝えていただきたいという部分があります。項目2番と項目3は現在、保健所さんのほうで“家族教室”というのを開催してくださって、広く市民の方にも精神障害を知っていただく。それでまだ、どこにもつなげられずにいる家族とか保護者の方を招いて、その後いろいろ学習会をするという活動なんですけど、それは本当に、家族のために大変ありがたく思っております。

さっき山田委員もおっしゃっていたんですけど、項目4の「医療」で、これは自立支援において医療費のことですが、精神障害の場合、医療と関わるのが非常に多いものですから、先生と相性が悪かったり、あとは薬のことで大変いろんな思いで苦労している「家族会」の方でも、苦労している会員が多くございます。例えば、病院の中で一度そのお医者様に掛かるとお医者さんは代われない。薬のことを親が言いますと、「親は薬のことは言わないでほしい」、「もし私が出す薬が不満なら、病院を代わってください」とか、そういう医療機関があるわけでございます。そういうことというのは、私たち家族ではなかなか声を上げにくいことございまして、そういう親やお医者さんに対する啓蒙を市行政のほうで、何とか変えていただくことはできないのでしょうか。本当に難しい問題だと思うんですけども、私たち「家族会」では、そこまで何とも踏み込めないところがありまして、その辺どうでしょうか。

○中坪委員長

お医者さんそのものへの啓発・研修活動みたいなことを、どういう形で進めて行くかみたいなことでしょうかね。医師会と連携をしながら、障害のある人たちに対して、いろんな障害のある人たちに対して、より適切な対応をしてほしいというよう働きかけをする。そういうことなのかなと思います。

○犬石委員

船橋には、大きな病院が四つ、五つあります。例えば市川なんかは、国立国府台病院、クリニックなどがあり、ACTとかやりやすいというところがあります。船橋は、なかなかそういうことが実施しにくいのではないかと思います。その辺、家族では、なかなかそこまで踏み込んで言えないものですから、そこが改善されないと、なかなかうまくいかない

のかなという思いがあります。なかなか難しい問題だと思いますが、よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

というような御意見が出ていますが、他にも何かありますでしょうか。

他にもまだ御意見ある場合、後ほど事務局にメールなど出すことは可能でしょうか。

○事務局（障害福祉課 玉川）

大丈夫です。

○中坪委員長

ということです。どうぞ、はい。

○伊藤委員

伊藤です。この4月にかなり精神科の医療について改正がありまして、薬の多剤投与の規制や入院した人の相談などに応じるための精神保健福祉士等の設置を義務づけるなど、医療も変わってきています。計画に盛り込むのは難しいと思いますが、制度が変わってきているということをお伝えしたいと思います。

○中坪委員長

より良い方向に変わってきているということですか。

○伊藤委員

そう思いたいです。

○中坪委員長

医学的なことの中身について、ここでは言いにくいと思いますが、いろいろ幾つか意見が出ていますので、それからさらに御意見等があれば、事務局にメール等でお寄せいただいて、案の完成に向けて作成していただくというようなことにしておいてよろしいですか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。そういった方向でよろしくお願いいたします。

いろいろ皆さんからいただいた意見につきまして、専門性が強いとか、各計画との関係で、障害の計画には載せることができないことにつきまして、担当課のほうに紹介をして、意見をいただいた委員の方にはフィードバックするような形は取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宮代委員

宮代です。資料5の『保健・医療』の8ページの項目3「難病相談事業の推進」では『保健・医療』の項目ですので、「担当課が保健所」で、こういう文言で、これはこれでいいと思う。難病の方が、要するに総合支援法下ではいわゆる知的・精神・身体と同じく相談支援事業を使えたり、あるいは障害福祉サービス事業が使いえたりっていうことになっているのですが、それは別の項目で明記するようにしますよね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

生活支援の分野において、計画には載せさせていただくような形にて考えております。

○宮代委員

わかりました。はい、結構です。

○島田委員

10ページの項目3の「新生児の障害予防の推進」ですが、現状では「安全な妊娠と出産を迎えるため毎年1校中学校を対象にした健康教育を行って」とありますが、実際には中学校の先生方が保健の授業でやってらっしゃるので、健康増進課の方は大変だと思うので、学校教育でしっかりやってほしい。

施策の方向性として、中学生だけでなく小学生も、やっぱり健康教育が大事だと思います。小学校には「生活科」という学習があります。2年生で実際に“出産”ということで、妊娠・出産の勉強を「自分が生まれたとき、お母さんはどんな状態だったか」という勉強をしています。それを踏まえて教育関係の方と、そういう指導をされたらよろしいかと思います。以上です。

○中坪委員長

まだまだたくさん出てきそうですけれどね。よろしいですかね。あとは直接、事務局のほうにメール等でお寄せいただければということにさせていただきます。

それでは議題の5つ目になりますが、各論です。これは時間が掛かりそうな気がしていますが、第3章『教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

議事 5

「各論 第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等」について

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。それでは議事5、第2部・第3章『教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』について御説明させていただきたいと思います。まず、第3次の事務局案を説明させていただきまして、それから第2次の進捗状況を幾つか説明させていただきたいと思います。それでは資料7をごらんください。

こちらが市・第3次計画における事務局案です。『教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』の内容についてですが、項目としましては大きく分けて四つの課題とそれらに対する必要な施策で構成されております。「インクルーシブ教育システムの構築」、「教育環境の整備」、「文化芸術活動、スポーツ等の振興」、「障害のある人などの国際交流の推進」、これらの4つが、この第3章における主な内容となります。

第3次計画の第2部・第3章、『教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』は、第2次計画の第3章の「教育育成」と第2部・第7章の「スポーツ、レクリエーション及び国際交流」を加えた一つの章にまとまっております。

まず1ページ目をごらんください。『教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』における基本方針について説明させていただきます。障害の有無によって分け隔てることなく、人格と個性を尊重しあう共生社会の実現にむけ、障害のある児童生徒が、早期から一人一人の障害の状況と成長段階、能力に応じて、合理的な配慮を含む必要な支援のもと可能な限りきめ細やかな支援を行っていく必要があると考えております。

教育の分野では、インクルーシブ教育システムにおいて、障害のある人とない人が同じ場で共に学ぶことができるように推進していくとともに、個別の教育ニーズのある児童に対して、最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを構築することが重要であると考えております。

発達障害者支援法の施行により自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害である発達障害について対応が求められております。発達障害については、早期発見・早期療育が重要なことから、関係機関と連携し、必要な療育が受けられるよう療育機関の機能強化が必要であると考えております。さらに生涯にわたって学習する機会の確保や障害のある子どもに配慮した施設のバリアフリー化を推進することも重要であると考えております。

さらに、生涯にわたって学習する機会の確保や障害のある子どもに配慮した施設のバリアフリー化を推進することも重要であると考えております。

スポーツ・レクリエーション、文化活動は、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切だと考えております。障害のある人にとっ

てこれらの活動は、気分転換や楽しみとなると同時に、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。従って、これらの活動の機会が限られがちな障害のある人のために活動の機会を十分に確保し、活動を通して社会参加を促進することは非常に重要な課題だと考えております。そのため、スポーツ・レクリエーション、文化活動を日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、これらの活動を推進する必要があると考えております。

また、障害のある人がこうした活動を通して社会に参加することは、地域社会における障害のある人への理解の促進にもつながると考えております。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援や、学校教育の場で国際交流活動の機会を設ける必要があると考えております。船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後とも推進することが大切であると考えており、以上のことを基本方針として挙げさせていただきました。以上です。

○中坪委員長

はい。『基本方針』ですので、そのことに関わって御意見等をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。『教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等』という章であります。よろしいですか。はい、どうぞ。

○山田委員

山田です。教育の分野で“インクルーシブ教育システム”ということをはっきりここに掲げさせて、必要な整備を行うということで、大変この方向性は良いと思います。ぜひこの方向で推進していただきたいと思います。

それで、施設のバリアフリー化ということですが、学校のバリアフリー化が必要ですが、船橋市はまだまだだと思っております。エレベーターの付いている学校等がどれくらいあるのかというようなことをおさえていただいて、予算もあることですが、できるところから一つ一つ、学校のバリアフリー化を進めていただけたらと思います。以上です。

○中坪委員長

学校教育の現場のバリアフリー化ですかね。そういう方向性を示してほしいということですね。中のほうには書いてあったような気がしましたが、違ったかな。

○山田委員

バリアフリー化という形ではなかったです

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。6 ページをごらんいただければと思います。

○中坪委員長

6 ページの老朽化というところですね。一番上ですか。公民館のところですか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

「学校の施設・設備の充実」のところで、施策の方向性の中に、「多目的トイレ等のバリアフリー化」という、そういった表現になっております。

○事務局（障害福祉課 玉川）

すいません、今の説明なのですが、今日配らせていただきました修正の新旧対称を見ていただきたいと思います。事前送付させていただきました資料について、このところの項目が抜けてしまっていたのですが、修正という形で今日配らせていただきました資料においては、大規模改造事業や校舎改修事業において、各校の改造・改修の状況を踏まえ、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー化を図るというふうな形での施策は載せさせていただいております。

先ほど委員の意見では、「現在こういう大規模改造とか改修工事の際にということではなくて、現在の学校内におけるエレベーター等の状況を把握していただいて、バリアフリー化を図ってほしい」という御意見だったと思います。そのことについても、教育委員会に今回の委員会でそのような意見が出たということを伝えさせていただきまして、計画内に「今現状、学校でこれだけのエレベーターがこれだけあります」ということを載せられるかどうかまでは難しいと思いますが、そのような御意見をいただいたということは伝えさせていただきたいと思います。以上です。

○中坪委員長

とりあえず『基本方針』のところで他にはいかがでしょうか。

○千日委員

千日と申します。第3章の「文化活動」のところだけではないのですけれども、少し考えを間違っていたら御指摘いただきたいのですけれども、今日の議事のところで、医療とか保健とか福祉とか教育、このことについては、やはり障害の有無ということについて非常に議論されるところだと思います。こういう文化活動というものは、全体的に障害の有無によってとか、あるなしにかかわらずとか、障害はあえて問わなくてもいいのではないのでしょうか。施策に関する計画策定ということを考えると、障害をお持ちの方たちに対するいろいろな施策なわけなのですが、この第3章では、障害のある人には文化活動は必

要とか、障害のある人を含めた国際交流をという、そこまで念を押していく必要はあるか、違和感として思います。

○中坪委員長

スポーツだとか、文化・芸術活動だとか、国際交流だとかですね。教育は少し違うところもあるかと思います。出だしから障害のあるなしということを書きだしていくと、違和感もあるということでしょうかね。これはそういう御意見があったということによろしいですか。

○千日委員

はい、それで結構です。

○山田委員

山田です。この「障害の有無によっては分け隔てられることなく」というのは、何か法律に書かれている部分があったような気がするのですがけれども、ありませんでしたかね。

私はやっぱりこれを入れていただいたほうがいいなと思います。なかなか“子供のころから地域でともに”というのがすごく難しいのです。共同学習とか交流とかって言われるのですがけれども、本当に別々に育っていつているという感じです。それがそのまま、スポーツとかのほうでもなかなか、一緒にやりたいのだけれども、うまくいつている場合もあるけれども、うまくいかないこともあります。そういった、なかなか一緒にやるというのが難しい状況が反映されていると思うので、その意味では、千日さんの違和感もわかるのですがけれども、入れていただきたいという意見でございます。以上です。

○中坪委員長

という意見でございます。「分け隔てなく」というのは、障害者基本法の中の言葉ですかね。今のは御意見ということで、反対の意見もありましたので、事務局で受け止めていただくことにします。

他にはいかがでしょうか。よろしいですかね。文章だとか、その他多少手直ししないといけないところもあるかもしれません。特に御意見がなければ、原則としてこれでいいということにいたしましょうか。また御意見等があれば、あとでメール等で送っていただきたいと思います。

それではそのあとの「施策の方向性について」というところの御説明をお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。では続きまして、2.「現状と施策の方向性」について御説明させていただきます。2ページをお開きください。

課題（1）として、「インクルーシブ教育システムの構築」というものを挙げさせていただきました。インクルーシブ教育システムの構築で進めていくべき施策としては、1.「就学相談の充実」、2.「教育相談の充実」、3.「進路に関する相談支援の充実」、4.「特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実」、5.「通級指導教室における指導の充実」、6.「通常の学級における指導の充実」、7.「訪問指導の充実」、8.「学生ボランティアの活用」、9.「校外活動の充実」、10.「実習の充実」の10個の施策をインクルーシブ教育システムの構築として進めていくべき施策だと考えております。また、それぞれについて項目・現状・施策の方向性という形で示させていただいております。

まずインクルーシブ教育システムについて説明させていただきたいと思います。インクルーシブ教育システムとは、簡単に申し上げさせていただきますと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みです。障害のある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活地域での教育機会が与えられること、個人に必要な法的配慮等が必要とされております。そのため、個別の教育ニーズに最も的確に応える指導をできる、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となっております。

それでは、インクルーシブ教育システムの構築の施策について、幾つか説明させていただきたいと思います。2ページ、項目1の「就学相談の充実」をごらんください。就学相談の充実については、特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援を行っております。施策の方向性につきましても、引き続き就学相談会、就学指導委員会についても周知を行い、就学相談の充実を図っていきたいと考えております。

続きまして2ページ目の項目4の「特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実」をごらんください。特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実につきまして、現状①に記載させていただいておりますように、在籍する児童生徒の一人一人のニーズに適切な指導を行えるよう個別の教育支援計画や個別指導計画・個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し、教育の充実を図っております。また、その施策の方向性につきましては、引き続き校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図っていきたいと考えております。

また、現状の②で記載させていただいておりますように、特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っております。これにつきましても引き続き必要な支援員についての配置を行っていきたいと考えております。

続きまして資料3ページの項目5、「通級指導教室における指導の充実」をごらんいただきたいと思います。通級指導教室における指導の充実につきまして、①に記載させていただいておりますように、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対してよりよい支援を行えるよう、小中学校における通級による指導を推進しております。また、発達障害通級指導教室においては、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っております。この施策の方向性につきましても、引き続き通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備などを行っていきたいと考えております。

同じく現状の②をごらんください。障害のある児童生徒に対して、障害の特性に応じた教育を実施するため、通級指導教室の設置にも取り組んでおります。これにつきましても、引き続き障害のある児童生徒が増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子もともに学べるよう通級指導教室を設置していきたいと考えております。

4ページをお開きください。教育環境の整備について説明させていただきたいと思います。教育環境の整備につきましては、1.「特別支援学校のセンター化」、2.「発達障害理解のための職員の研修」、3.「地域への開放」、4.「教職員への研修」、5.「相談担当者への研修」、6.「学校施設・整備の充実」、7.「公民館などの施設の充実」、この7つの施策を教育環境の整備として進めさせていくべき施策と考えております。

4ページにお戻りいただきまして、4ページの項目1、「特別支援学校のセンター化」についての御説明をさせていただきたいと思います。現状において、特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っております。施策の方向性につきましても、引き続き特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡を取り、状況を把握する等の連携を強化していきたいと考えております。

続きまして項目の2、「発達障害理解のための職員の研修」について説明させていただきたいと思います。現状は発達障害理解の促進のため、保育園・幼稚園・関係機関職員を対象とした発達支援のための講演会などを行っております。施策の方向性につきましても、引き続き内容を検討しながら職員への講演会を行っていただきたいと考えております。

続きまして5ページ、項目の6、「学校施設・整備の充実」について説明させていただきたいと思います。項目6、「学校施設・整備の充実」について、現状①をごらんください。教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を検討し、計画的に学校施設・整備を図っております。施策の方向性につきましても、引き続き特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改造・改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討していきたいと考えております。

続いて現状②をごらんください。通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・整備の改善を図っております。これについての施策の方向性につきましても、就学1年前から就学相談にて、障害の状況の把握などを行ってお

りますが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学についても検討を行っていきたいと考えております。

続きまして現状③をごらんください。大規模改造事業及び校舎改修事業に当たりまして、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した改修を行っております。この施策の方向性につきましても、増改築時等には、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図っていきたいと考えております。

続きまして課題の（３）、「文化芸術活動、スポーツ等の振興」について御説明させていただきます。資料は６ページをごらんください。課題３、「文化芸術活動、スポーツ等の振興」について御説明させていただきます。こちらの施策につきましては、１．「スポーツ、文化施設の整備の推進」、２．「スポーツ・レクリエーション、文化事業の充実」、３．「千葉県スポーツ大会への参加促進」、４．「作品発表の場の提供」、５．「障害のある人を指導するスポーツ・レクリエーション指導者の確保」、６．「精神障害者社会復帰施策の推進」、７．「地域スポーツリーダーへの障害のある人への理解の浸透」、８．「一般の市民文化団体などへの障害のある人の受け入れ支援」、９．「一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援」、１０．「学校におけるスポーツ、文化活動の充実」、１１．「スポーツ、文化活動への参加の促進」、１２．「生涯学習への参加の促進」、１３．「障害のある人の生涯学習活動への支援」、こちらの１３個の施策を「文化芸術活動、スポーツ等の振興」について進めていくべき施策と考えております。

こちらについても、これらの施策のうち幾つかの説明をさせていただきたいと思います。７ページをごらんください。

項目４の「作品発表の場の提供」について御説明をさせていただきたいと思います。作品発表の場の提供につきまして、現状では障害者週間記念事業において作品展を発表するなど、障害のある人の作品発表の場を提供しております。引き続きこのような作品発表の場の提供を行っていきたいと考えております。

続きまして８ページの項目１０．「学校におけるスポーツ、文化活動の充実」の状況について説明させていただきます。現状、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒とともにスポーツや文化活動の取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っております。施策の方向性につきましても、引き続き障害の有無に関わらないスポーツや運動に親しみ、安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきたいと考えております。また、児童生徒の興味関心を大切に、文化活動に主体的に参加できるよう助言していきたいと考えております。

続きまして項目１１、「スポーツ、文化活動への参加の促進」について説明させていただきます。現状、有料公共施設の利用について、障害のある人が利用する際には使用料を減免することで、スポーツ、文化活動への参加促進を図っております。これにつきましても、引き続き有料公共施設の使用料について減免することにより、スポーツ、文化活動を促進していきたいと考えております。

それでは9ページをごらんください。課題（４）「障害のある人などの国際交流の推進」について説明させていただきたいと思います。障害のある人などの国際交流の推進は、国際交流事業への障害のある人の参加の推進が、障害のある人の国際交流の推進として進めていくべき施策だと考えております。項目１の「国際交流事業への障害のある人の参加の推進」は、現状は姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団にて国際交流を行っているのが現状です。施策の方向性につきましては、記念事業以外にも、障害の有無にかかわらず国際交流を推進していきたいと考えております。

続きまして資料８をごらんください。こちらについては、第２次計画の進捗状況で、教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等に当たる部分について抜粋したものです。こちらについても幾つか御説明をさせていただきます。

１ページ目の番号１をごらんください。「就学相談の充実」という施策につきましの計画進捗状況としましては、就学先についての就学相談会を行い、就学指導委員会での審議を行いつつ、就学先についても保護者と相談を行っております。審議件数についても掲載させていただいております。

次に番号４番をごらんください。「特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実」という施策について、計画の進捗状況としましては、個別の指導計画・個別の移行支援計画作成の手引きを作成しており、また、障害のある児童生徒の指導及び安全のために学校に介助員を配置しております。

続きまして番号５番をごらんください。「通級による指導の充実」という施策につきましの進捗状況として、通級による指導を充実させるために、通級指導教室指導員を雇用しております。また、通級による指導を希望する児童生徒の増加により、通級指導教室や特別支援学級等を設置しております。

２ページをお開きください。番号９番をごらんいただきたいと思います。「特別支援学校のセンター化」という施策につきましの計画進捗状況として、特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うにあたり、連携を図っております。

続きまして番号１７をごらんください。「学校施設・設備の充実」という施策につきましの計画進捗状況として、特別支援学校の児童生徒増に対応するため、平成２１年度に高根台校舎において小学部を移転しております。また、船橋市総合計画後期基本計画により、支援学級を設置しております。また、入学が決定した肢体不自由などの児童生徒のために、手すりを設置したり、スロープを設置したりしております。校舎の改修にあたっては、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図っております。

続きまして資料８の４ページをごらんいただきたいと思います。番号３１番、「スポーツ、文化活動への参加の促進」の施策について御説明させていただきたいと思います。スポーツ、文化活動への参加の促進としまして、スポーツ活動への参加の促進のための有料公共施設についての使用料の減免などを行っており、障害福祉のしおりにおいても、その旨は

周知させていただいております。

次に番号３３をごらんいただきたいと思います。「国際交流事業への障害のある人の参加の推進」という施策についての計画進捗状況としましては、平成２３年１０月にヘイワード市との姉妹都市２５周年記念事業の中で、障害のある人を含む市民団がヘイワード市を訪問し、レクダンスを通して現地市民と交流しており、引き続き障害者が国際交流に参加しております。また、引き続き障害者の国際交流に参加しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

事務局からの説明については、以上です。

○中坪委員長

はい、それでは施策の各項目について、御意見等をお寄せいただければと思います。いかがでしょうか。お疲れになっている方も多いかと、何かあれば、お話いただきたいと思います。どうぞ。

○山田委員

山田です。この分野に入らないのかもしれませんが、市長の公約で「児童相談所をつくることを検討したい」というお話がありました。これは実現可能であるのかどうか、書き込めないのかもしれないのですが、もしこれが実施できれば障害のある子供にとっても大変良いお話だと思うのですが、そのことだけお聞きしたいと思います。

○中坪委員長

質問ということでよろしいですか。

○山田委員

はい、質問です。

○中坪委員長

どうぞ。

○山口課長

療育支援課長でございます。私は、今、子育て支援部というところに所属しているわけですが、そちらのほうで設置の検討委員会を立ち上げたところでございます。これから、必要性ももちろんなのですが、どんな準備が必要かということこれから検討するという形になります。

○山田委員

ありがとうございます。

○中坪委員長

そのことと第3章とどういうふうに関係するのでしょうか。

○山田委員

そこまでちょっと頭が回りませんで。児童相談所って、障害のある子供たちに非常に深く関わる場所ですし、また学校生活の中でも、児童相談所と連携してというようなことが多々ございます。もしそれができれば、この計画の中に記載が可能ではないかと思えます。

○中坪委員長

はい、わかりました。この章にこだわらず、どこかに記載ができるのであればということの御意見ですね。他にいかがでしょうか。

○中西委員

支援学校の中西です。いつもいろいろありがとうございます。二つあります。

一つ目は、子供たちだけではないかと思うのですけれども、生涯にわたる、障害を持つ人たちがどういう支援を受けていくかということについての支援計画、教育支援計画ではなくて、生まれてから卒業してからのこともずっとフォローしていけるような支援計画というものをつくるということになっているというふうに思うのですが、これについては、どこが音頭を取っていくのでしょうか。

いつも教育支援計画の部分は、学校のほうでつくって、教育センターと一緒につくっていくのですけれども、引き継ぎのところもやっていくのですけれども、それが一生涯にわたっては、どういうふうには実際には動いていくのかと思っていたものですので、方向性があったら教えていただきたいなということが一つ。

放課後ルームにも障害のある方たちがいらして、その人たちのフォローとか、支援員さんの加配など行ってくださっていると思いますが、ここの中には触れないでいいものなのかという2点ですね。

○中坪委員長

一応、お尋ねということでもいいのですかね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

先に、先ほどの2点目の質問について、御説明させていただきます。

放課後ルームとか放課後での受け入れについては、今回の第3次計画においては、生活支援の分野として整理させていただきたいと考えております。先ほど障害児の受け入れのお話についてもあったかと思いますが、確認はさせていただきたいとは思いますが、児童育成課にて障害児の受け入れのためについての職員の加配などもしていると認識はさせていただいております。また、そのことについては、確認をさせていただきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどの計画のお話ですが、資料7の2ページの4の項目のところで、「特別支援学校に特別支援学級における教育の充実」においての①で、各計画について、記載させていただいているのですが、河野委員から、この計画がどういうものかというふうな御説明を皆様にしていただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○河野委員

はい。今、中西先生がお話されたのは、教育にかかわるところ以外のところの話なのです。私は、ここの項目4でセンターとして書かせていただいたのは、教育に関わる部分です。要するに小学校に入ってから特別支援学校の高等部が就職につながるような移行支援についての教育という部分での支援計画の話は、ここに書かせていただいているのですね。全体のこと、入学してから卒業するところの話です。それから指導計画というのは、それぞれの学校なり学年なりで、そういうふうにお子さんの状況に合わせて指導していくものです。移行支援というのは、学校を卒業してから社会に出て就職するところの支援をどうするかという計画を立てさせていただくというのが、この項目4に書かせていただいている内容でございます。

中西先生のお話、先ほどしましたが、それ以前に障害のあるお子様方が一生を通じてどういうふうな支援をなされるかというのは、どこに書かれているのかというお話ですので、ちょっと私のほうからお話するのは、難しいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。以上です。

○中坪委員長

障害のある人たちが、生まれてから亡くなるまでの間の支援計画をつくりなさいというのは、決められていますか。

○事務局（障害福祉課 松浦）

障害福祉課の松浦でございます。学校卒業後の障害福祉サービスを利用するにあたってということでの、計画相談支援という制度がスタートしております。こちらは平成24年度から始まっている制度で、障害福祉サービスを利用する方につきましては、いわゆる介護保険でいうところのケアマネさんのような方が原稿をつくって、その方の障害福祉サービスの利用だけではなく、週末の余暇活動なども含めた生活設計をすると、それに基づい

て、実際に各事業所、サービス提供事業所で、それを参考にしながら個別具体的なサービス提供の個別支援計画を立てるというような流れになっております。

○中坪委員長

個別の支援計画をつくりなさいということがあって、保育園・幼稚園等では、小学校に送り出す過程でプランをつくって、対応して引き継ぎをしますよね。そして学校のほうに来ると、学齢期の子供には教育支援計画というものを用意する。

今、御質問があったのは、その保育園・幼稚園に入る前の段階と、それから学校教育を終えて送り出したあとの支援計画というのは、あるのかなのか、あるいはどこが担当として動いていくのかということでしょうか。

○中西委員

一貫したものにしてほしいなというふうに思っているのもう既に対応している市はあるというふうに聞いています。船橋はいつごろになったら、そんなことが形になっていくのかなと思っていたものですから。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

中西先生、具体的にはどこの市町村とか、わかりますか。

○中西委員

うろ覚えですが、白井市だと思います。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長の佐藤でございます。ただいまのお話は、対象者としては障害をお持ちの方すべてに対するものというふうに聞こえるのですが、現行の福祉制度の中においては、障害福祉サービスを利用される方に対する、いわゆる介護保険でいうケアプランというのをつくりなさいというのが枠組みなのですね。法定、法律に定められたものというところでの部分になりますけれど、在宅生活を送っていて、福祉サービス、福祉に関するサービスを受けていらっしゃる方に関しては、計画をつくる対象にならないのです。

今、お話があった白井市ですかね。もし、そういう形ですべての方を対象にしてつくっているとすれば、そういうライフステージに応じた支援計画をつくりましょうということで、市として取り組んでいる話ではないかなと思います。

○中坪委員長

今のことに関して、何か他に情報等をお持ちの方があれば、調べてみないといけないかもしれませんね。学校教育の場面では、学習指導要領で個別の支援計画、教育支援計画を作成しなさいと示されているのですよね。義務づけられているのです。問題は、その前後

がどうなっているかということなのですね。どこが担当をして、どういうふうになっているかということが御質問の意図だと思います。

今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、そのような問題意識を持って、調べていただきたいと思います。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

調べさせていただきます。中西先生、もしよろしければ、どういうふうなところでお話を聞いたかを教えていただければと思います。調べさせていただき、何かわかりましたらご報告させていただきたいと思います。

○中坪委員長

保護者側では、いろんなところに行くたびに成育歴をずっと聞かれて困るということで、育成会なんか中心になって、生まれたときからの記録をずっと親御さんが取っていて、聞かれるたびに「これ書いてありますから、見てください」と、そういう記録としても使っているという話は耳にしたことがあります。それとは別に、支援計画みたいなものになっているのかを調べていただいて、また情報を出していただければと思います。

○清水委員

「ふらっと船橋」の清水です。ライフサポートファイルとか、そういうイメージですかね。

○中西委員

そういうふうに見ているところもあります。

○清水委員

そうですね。袖ヶ浦とかもつくっている。

○中西委員

東京でも。

○清水委員

はい。在宅の人を含めて、生まれてからお亡くなりになるまでのライフサポートをつくるようになる話は、どこかで出ていたと思うのです。

そのイメージなのかなと思いました。それは多分、各市独自のやり方で出ているところがありますよね。

○中坪委員長

そういうことですので、事務局でも少しお調べいただいて、何か情報があれば、またお示しいただければと思います。ほかにいかがですかね。お約束の時間があと10分ぐらいです。はい。どうぞ。

○島田委員

公募委員の島田です。3点ほど。1点目は、障害を持つお子さんたちの就労支援とか、いわゆる職業指導についてなのですが、私が勤めている会社では、小学校6年生の子供たちが市川の特別支援学校でしたけど、校外学習で会社見学に来られました。

見るところは仕事ではなくて、会社の中のバリアフリーの様子を見て行ったのですね。「こういう会社で働きたいな」と言うお子さんがいたのですが、やはりそんなカリキュラムの中に、校外学習でそういう会社の見学とかが、中学・高校ではなくて小学校のころからあると、夢を持った会社で働きたいなという意識がわくかなと思います。

私の周りで車いすの女性が四人います。お一人は、やはり見学体験で、この会社に入ろうと思って勉強したということでしたから、そういうような夢を与える、職業指導とか進路指導をしていただいたら、ありがたいなと思います。

余談ですが、私の会社は全員、手話ができます。市川の支援学校から手話の子供たちが来ましたので、社員が全員で手話をやったのですが、学ぶところが多くありました。そういう意味でも今、手話言語条例ができて、鳥取県では全件の小学校に手話ハンドブックを配って、学校教育で行っています。そのようなことを船橋でも行われると思うのですが、国際交流をする前に、手話交流ができなければいけないのではないかなと私は考えております。

3点目は、障害者施策の中に、目が不自由な方のブラインドサッカーというのがあるのですね。船橋市でもブラインドサッカーを、目が不自由な方だけではなくて健常者の方も体験すると、本当に目の不自由な方の気持ちがわかるし、逆にコミュニケーションが生まれてくるので、そういうようなスポーツの振興をしていただけたら、ここに加えてもらえるといいかなと思います。

車いすバスケットとかあるのですが、このほかにも、耳の不自由な方は、デフリンピックという、耳の不自由な方のオリンピックが、世界大会があります。我々は知らないのですが、パラリンピックではなくて、アビリンピックという技能競技大会も、千葉県では何回かありますので、そういう大会などにも高等部の学生さんが参加できたらいいかなと思います。私の会社からも参加しましたが、そういうことも施策の中で具体的にになりましたけれども、行われてほしいかなと思います。以上です。

○中坪委員長

はい、ありがとうございます。どこまで細かく踏み込むかという、なかなか難しいところがあるかと思います。

○島田委員

そうでございます。子供たちで計画して、「見学したい」とありまして、お受けいたしました。

○中坪委員長

ここは障害がある人たちの教育とか指導ですので、別の障害者理解とか障害理解みたいなことに関わって盛り込んでいくような形になると思いました。

○島田委員

こういう企業も千葉県にいっぱいありますので、よろしくお願いします。

○中坪委員長

他にいいですか。はい。

○表委員

公募委員の表ですが、2点あります。

1点目が「文化芸術活動・スポーツ」の項目ですが、公共施設等を障害者が使いやすいようにするというふうな文面がたくさんありますが、これを見るとハード面が主なように思います。例えば「この施設を障害者が使ったらいくら減免しますよ」ということよりも、職員の姿勢とか職員の対応、それから一緒にやっている人たち、障害のない人たちが障害者を見る目とか、ソフト面の施策の方向性を入れてもらいたいと思います。

それからもう1点は、スポーツとか文化・芸術ということになりますと、障害者の方のスポーツ大会障害者の方の文化祭というように意外と分けられてやられるものが多いと思います。どうしても分けなければいけないものも、それは当然あると思います。

一つ御紹介したいのは、私が入っているジョギングなんかやっている会ですけども、今度8月の第1週目の日曜日に、県立行田公園で「100キロメートルリレー・マラソン大会」というのをやっています。この催しは23年間も続いています、私たちがやっているのは、全く障害者も関係ありません。すごく速く、キロ3分を切るぐらいで走るような人も参加しますし、年齢も関係ありません。性別も関係ありません。いろんな人がチームを組んで参加して、みんなで一緒に走って、自分たちのチームが100キロ走ったという達成感というか、そういうふうなものを求めてやっているのですね。

それから実際に公園の中でやるわけですから、公園の利用者の方もたくさんいらっしゃ

いますし、全員が好意的に見ているわけではないと思いますけれども、大体の方が一緒になって、特別支援学校の生徒さんが走ったり、それから車いすの子供さんが走ったりというのを拍手で応援してくださるような大会があります。

そうすると、全く障害のある人と障害のない人と、意識的にはもう本当に区別なく一緒にやれるものなのです。分けなければいけないもの以外は、ともにやろうというふうな姿勢をもって、やるものが多く増えてほしいなと私は思っています。

○中坪委員長

はい。最後は、マラソン、駅伝、100キロですかね。今、出た話の中では、ハードではなくてソフトの部分も大事ではないかというような部分もありました。そんなところも受けとめておいていただければいいかなというふうにかがっておりました。

時間が気になっておりますが、あとはどうですかね。ここでもあれですかね。いろいろお気づきのことがあったら、後ほどメールでお出しするという形でもよろしいですかね。

○事務局（障害福祉課 玉川）

また、何かお気づきの点がありましたら、障害福祉課あてに御連絡いただければ、参考にさせていただきたいと思いますので、ぜひ皆さんよろしくお願いします。

○中坪委員長

よろしいですかね。そういう形で、時間のことが気になりますので、この場は、そういうことにしておきたいと思います。

事前に送られた資料を拝見しまして、随分細かい、いろいろなデータを揃えておられるのだなと感心しました。特に、知的障害者の青年学級、「若草の会」というのがあるのですが、その資料もこの中に出てくるんですね。1年間で何人参加していますなんていうことが、非常に長くやっておられる取り組みです。学校を卒業したあとの、知的障害者の生涯学習の一つですか、一生涯のことでしょうか。そんなようなこともいろいろ教えられる資料をもらったなと思って、ありがたく読ませていただきました。

ということで4時半になりましたので、お約束の時間ですので、言い足りないところもたくさんあろうかと存じますが、それぞれ御意見等については、事務局にメール等でお寄せいただいて、しかるべき対応を取っていただくということにしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは予定された議事は済ませたということになりますが、そのほかのことで何かあれば、お出しいただきたいと存じますが、よろしいですか。なければ、事務局から連絡事項等があれば、よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。最後に次回の開催について御案内させていただきたいと思います。次回の開催につきましては、8月ごろを予定させていただきたいと考えております。開催日時や議題については、また改めて御連絡させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○中坪委員長

はい。ありがとうございました。はい、それでは他になれば、以上をもちまして本日の会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。お疲れ様でした。